

児童相談所の機能と役割の再考

Rethinking the Function and Role of Child Consultation Center

田家英二*, 縄岡好晴**

Eiji TAYA, Kousei NAWAOKA

はじめに

近年、子どもをとりまく家庭環境は変化し、子どもの成長・発達を阻害するような出来事が多くなっている。さまざまな問題を抱える子どもや家庭の問題を支援し、問題解決を図る行政機関が児童相談所である。

児童相談所に寄せられる相談の種類は、大きく分けると「養護相談」（児童虐待相談を含む）、「障害相談」、「非行関係相談」、「育成相談」、「その他の相談」に分類される。

2006（平成18）年度の相談受付総数は380,950件で、前年度より約31,000件増加した。相談の内容は、「障害相談」が194,166件（約51.0%）と最も多く、次いで「養護相談」が78,698件（約20.6%）となっている。（平成18年度児童相談所における児童虐待対応件数等平成18年度社会福祉行政業務報告 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv16/index.html> より）。

現在の状況は、2017（平成29）年度の相談対応件数は466,880件で、「養護相談」（児童虐待相談を含む）が195,786件（41.9%）と最も多く、次いで「障害相談」が185,032件（39.6%）、「育成相談」が43,446件（9.3%）となっている。2006（平成18）年との違いは、「養護相談」の割合が上昇し、「障害相談」よりも多くなっていることである。

また、「養護相談」のうち児童虐待相談の対応件数は133,778件で、前年度に比べ11,203件（9.1%）増加している。（平成29年度福祉行政報告例の概況 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/17/dl/gaikyo.pdf> より）。



図1. 児童相談所における児童虐待相談対応の内容

出典：オレンジリボン運動ホームページ <http://www.orangeribbon.jp/about/child/data.php> より

児童相談所の「相談対応件数」は、虐待の発生件数ではなく、児童相談所が虐待として取り扱った事例の件数（回数）である。児童虐待防止法が2000（平成12）年に施行されてから通報が増え、虐待相談対応件数も増加してきた。

特に、子どもが親の虐待で死亡するケースについては、児童相談所の他機関との連携のまずさが指摘されることが多い。一方で児童相談所がうまく対応できない事例については検証されるようになり、課題も明らかになってきている（検証による課題は後述する）。

今後も事例を検証し、改善すべき課題を明確にしない限り、虐待件数は増えていく可能性がある。

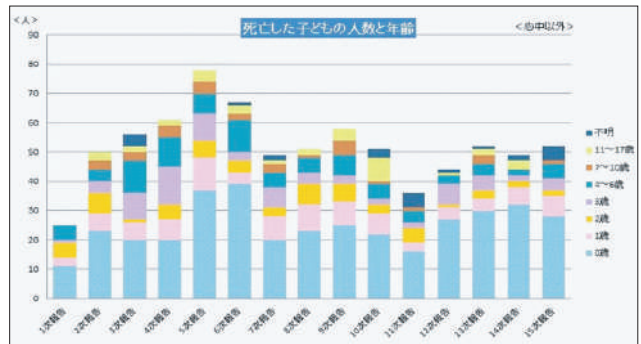


図2. 死亡した子どもの人数と年齢

出典：オレンジリボン運動ホームページ <http://www.orangeribbon.jp/about/child/data.php> より

虐待をしてしまう保護者（必ずしも親とは限らない）が児童相談所の介入を拒んだり、居住地を転々とする事例がある。この点についても検討すべき事項ではないかと考えている。

このような問題は、障害をもつ子どもの親にもみられる。子どもの障害を否定し、児童相談所の指導を拒んだり、障害のある子どもを虐待する例もある。

本研究のテーマは、児童相談所の機能と役割を再考することである。特に、他機関との連携の在り方に焦点を当てた検討をする。

*鶴見大学短期大学部教授 〒230-8501 横浜市鶴見区鶴見2-1-3 鶴見大学短期大学部保育科
**大妻女子大学共生社会文化研究所, 鶴見大学短期大学部非常勤講師

研究方法

- I. 児童相談所の概要を確認する。
 - 1. 児童相談所の機能を確認する。
 - 2. 児童相談所の役割を確認する。
 - 3. 児童相談所の組織と職員配置を確認する。
- II. 児童相談所における虐待事例から連携の在り方を検証する。
- III. 児童発達支援センターの概要を確認する。
 - 1. 児童発達支援センターの機能を確認する。
 - 2. 児童発達支援センターの役割を確認する。
 - 3. 児童発達支援センターの組織と職員配置を確認する。
- IV. 児童発達支援センターにおける障害児支援の事例から連携の在り方を検証する。

I. 児童相談所の概要

児童相談所（以下、一部児相と記す）とは、子どもが抱えるさまざまな問題に対して、本人や家族などの相談に乗って、問題を解決するために様々な対応を行う行政機関である。

児相は厚生労働省の管轄で、児童の福祉、育成のために制定された「児童福祉法」に基づいて設置されている。児相で対応する児童とは、18歳未満の子どもである。

1. 児童相談所の機能

児相の機能は、さまざまな問題を抱える子どもや保護者に対して、保護や家庭環境の改善を目的とした対応を行っている。

(1) 相談の受付

何らかの問題を抱えて悩んでいる児童について、家庭などから相談を受けて、各分野の専門家（医師、児童福祉司、児童心理司など）がその児童の出生、生活環境、性格などを調査し、判定・診断をする。

(2) 一時的な保護

調査結果から解決方法を検討し、家庭から一時的に離れて保護をしたほうが良いと判断される場合は、問題解決のために児童を一時的に保護する。

(3) 家庭環境の改善

一時的な保護だけでなく、家庭環境を改善するために、医師や児童福祉司、児童心理司などは他の専門職等と連携し、子どもと保護者の指導や生活支援をする。しかし、家庭環境が改善されない場合は、子どもを児童福祉施設に措置したり、里親などに委託することがある。

2. 児童相談所の役割

児相の役割を相談内容から捉えると次のようになる。

(1) 養育の相談

親の離婚、死亡、病気、家出などにより、児童の養育に困難になった場合などの相談。子どもがいない夫婦が養育者のいない子どもを引き取り育てたいなどの相談に応じる。

(2) 健全育成に関する相談

不登校や引きこもりなどについて相談に応じる。

(3) 非行の相談

非行の問題、覚せい剤、夜遊びなど非行問題について相談に応じる。

(4) 心身障害に関する相談

知的障害や身体障害、自閉症などの発達障害をもつ保護者からの相談に応じる。

(5) 児童虐待に関する相談

児童虐待対応における児相の役割については、児童福祉法および児童虐待防止法に書かれている。

児童虐待における児相の役割は、①保護を要する児童について通告を受ける。②子どもの安全を確認する。③子どもと家族の状態について公の立場で調査する。④子どもと家族を専門機関として評価する。⑤親子の分離を決定し、子どもを保護する。⑥保護を要するにも関わらず親権者の同意が得られない等がある場合は、司法に申し立てる。⑦子どもと家族への支援計画をつくる。⑧自ら直接支援を行う。⑨複数の機関の支援が適切に提供されるようにマネジメントする。

資料1. 児童相談所への通報（通告）から児童福祉施設入所まで

1. 虐待や放任などで被害を受けている児童の保護。近年、問題になっている虐待を受けている子どもについて、住民や保育所、学校、病院から通報を受ける。
2. 事実確認のため、被虐待児の家庭を訪問し、実態を調査する（事件性がある場合は警察も同行する）。
3. 保護が必要であれば保護者の同意を得て児童相談所へ児童を連れて行き、一時保護する。保護者の同意が得られなければ、都道府県知事や裁判所に通告して強制的に保護をする。
4. 児童を福祉施設へ入所させる。
長期的に保護者との引き離し（保護）や専門的な治療・更正が必要と判断したときは、児童相談所長名（都道府県職）で適当な施設へ入所させる。

資料2. 児童虐待とは、次のように定義されている。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

3. 児童相談所の組織と職員配置

(1) 組織構成

児童相談所の組織については、総務部門、相談・判定・

指導・措置部門、一時保護部門をもつことを標準とする。

(2) 職員構成

規模別職員構成の標準

所長、次長（A級の場合）及び各部門の長のほか、次の職員を置くことを標準とする。

C級－教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）、児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師（「精神科医」嘱託も可）、児童心理司、心理療法担当職員、その他必要とする職員。
B級－C級に定める職員のほか、小児科を専門とする医師（「小児科医」、嘱託も可）、保健師
A級－B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含む）、臨床検査技師

留意事項

①配置される職員数については、地域の実情、各児童相談所の規模等に応じて適正と認められる人員とする。
②教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）は、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童福祉司であり、相談援助活動において少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置の標準は児童福祉司おおむね5人につき1人とする。
③児童福祉司については、令第2条において、人口おおむね5万～8万までを標準として担当区域を定めるものとされているが、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。また、任用にあたっては、ソーシャルワーカーとしての専門性を備える人材を登用すること。
④児童福祉司と児童心理司がチームを組んで対応できる体制が望ましい。
⑤医師については、児童虐待、発達障害、非行など心身の発達に課題を持つ子どもに対する医学的判断から、子どもと保護者に対する心の治療に至る連続的な関わりが必要であること。
⑥業務に支障がないときは、職務の共通するものについて、他の相談所等と兼務することも差し支えない。
⑦一時保護所関係職員は、家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとする。

厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01-02.html> から一部抜粋。

(3) 各職員の職務内容

各職員の主な職務内容はおおむね以下のとおりである。

所長：所長として法に定められている権限の行使など。
次長：所長の職務の補佐。
総務部門の長：庶務事項の総括など。
総務部門職員：庶務事項。
相談・指導部門の長：相談・指導部門の業務全般の総括。受理会議の主宰。教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の意見を参考としつつケースの進行管理を行うこと。相談業務の企画に関すること。

判定・指導部門の長：判定・指導部門の業務全般の総括。判定・指導部門の職員に対する教育・訓練・指導（スーパービジョン）を行うこと。判定会議の主宰。
措置部門の長：措置部門の業務全般の総括。援助方針会議の主宰。
措置部門職員：措置部門の業務全般。
一時保護部門の長：一時保護部門の業務全般の総括。一時保護部門の職員に対する教育・訓練・指導（スーパービジョン）を行うこと。観察会議の主宰。
教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）：児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行うこと。
児童福祉司：子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること。必要な調査、社会診断を行うこと。子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと。子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと。
受付相談員：相談の受付に関すること。受付面接と応急の援助に関すること。受理会議に関すること。
相談員：子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること。児童福祉司と協力し、調査。社会診断を行うこと。子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと。
電話相談員：電話相談業務に関すること。
24時間・365日体制対応協力員（児童虐待対応協力員）：児童福祉司等と協力して、夜間休日における児童家庭相談（特に児童虐待相談）への対応を行うこと。
医師（精神科医、小児科医）：診察、医学的検査等による子どもの診断（虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断）。子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導。医学的治療。脳波測定、理学療法等の指示及び監督。児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導。一時保護している子どもの健康管理。医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整。
児童心理司：子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと。子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと。
心理療法担当職員：子ども、保護者等に対し、心理療法、カウンセリング等の指導を行うこと。
保健師：公衆衛生及び予防医学的知識の普及。育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援。子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理。市町村保健センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援。
理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）：理学療法、作業療法、言語治療を行うこと。
臨床検査技師：脳波測定等の検査を行うこと。
児童指導員及び保育士：一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること。児童福祉司や児童心理司等と連携して子ど

もや保護者等への指導を行うこと。

一時保護対応協力員：児童指導員や保育士及び心理療法担当職員等と協力して子どもや保護者等への指導、支援を行うこと。

看護師：一時保護している子どもの健康管理。精神科医及び小児科医の診察等に係る補助的業務。

栄養士：栄養指導。栄養管理及び衛生管理。一時保護している子どもの給食の献立の作成。

調理員：一時保護している子どもの給食業務。

児童相談所運営指針の改正について：「第2章 児童相談所の組織と職員」より一部抜粋。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjio-kai-honbun2.html>

児相の職員はチームワークが重視され、多くの場合、児童福祉司、相談員と児童心理司、心理療法担当職員は、医師等と協力しながら対応方法を検討し、それぞれの専門的な支援をすることになる。

(4) 職員の資格、研修等

<職員の資格>

児相の職員の資格については、法第12条の3及び第13条並びに則第2条及び第6条によるほかそれぞれの専門職種の資格法による。

児童福祉司の任用資格については、専門性の確保・向上を図りつつ、人材登用の幅を広げる観点から、平成16年児童福祉法改正法により平成17年4月から、現行制度の下で任用が認められている大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者について、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の経験を求めるとともに、一定の実務経験などを前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとされた。

児童心理司は、法第12条の3第4項に定める「同項第2号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。

心理療法担当職員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第75条第3項に定める「心理療法を担当する職員」と同様の資格を有する者であることが必要である。

<職員の研修等>

各部門の長は各部門の職員に対し教育・訓練・指導（スーパービジョン）のできる者であることが適当である。特に、判定・指導部門の長については、医師、児童福祉司、児童心理司等専門技術を有する者であることが必要である。

各職員は、内部の職員又は外部の専門家による教育・訓練・指導（スーパービジョン）を受ける機会を積極的に活用し、また相互の指導・訓練・教育（スーパービジョン）、密接な連携・協力により、資質向上に努める。

職員は内部の研修のほか、各種研修会・研究会・学会等への積極的参加、施設等における研修等により、新しい援助技法の獲得等に努める。

<職員の専門性>

児童福祉に関する相談業務に携わる職員には、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割として、要保護児童やその保護者などに対して、援助に必要な専門的態度、知識技術をもって対応し、一定の効果を上げることが期待されている。

II. 児童相談所における虐待事例から連携の在り方を検証する。

資料3. 平成10年度「児童虐待に関する児童相談所の対応の実態に関する調査」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/14.html>

厚生省では平成10年度、全国の児童相談所を対象に「児童虐待に対する児童相談所の対応の実態に関する調査」を実施した。この中で、児童相談所が受理した事例（受理年度不問）で平成9年度中に死亡を確認したものについて、事例の概要、児童相談所としての留意点等について報告・意見を求めている該当事例が計15件あった。

以下、これら致死事例における児童相談所の対応の問題点を分析し、これを踏まえて対応に当たっての留意事項を述べる。

（対応において問題のあった事例と留意事項）

①養育上の相談において「虐待を受けているのではないか」との認識が職員に希薄なため、十分な調査を行わず終結する等、対応に甘さが見られた事例。

主訴は他の問題であっても、その背後に虐待が絡んでいるケースが多い。虐待者本人や配偶者がわざわざ相談してくる背後には、深刻な問題が秘められている場合が多いことに留意すべきである。

また、きょうだいの一人についての相談であっても、他のきょうだいも虐待を受けている場合もあること、また、虐待者とされている者の他にも虐待している家族がいることも考えられることから注意が必要。

虐待を疑った場合は、速やかに幅広い情報収集を開始するとともに、子どもの身体状況や表情等について直接観察を行うこと。

②対応や援助について機関決定がなされず、担当者が一人で処理していた事例。

虐待事例には調査や判断の客観性がより強く求められること、虐待者による職員への加害の危険性があること、担当者の精神的負担が過大になりやすいこと等から、一人の担当者に調査や判断等を任せるとはならず、組織的対応を図ること。

具体的には、随時ケース検討のための会議を開催する。逐次所長等に報告・相談させるとともに、複数職員で対応させる等の措置が必要。

③介入に慎重なあまり迅速な対応ができなかった事例。

介入について学校や保健所等他機関の協力や理解が得られず介入を躊躇したり、児童相談所においても保護者等とのソーシャルワーク関係を重視するあまり、調査や一時保護等の介入に慎重になり過ぎる場合もあるが、事例によっては積極的介入が必要なものもあることに留意し、必要な場合は毅然とした対応を

図ること。

④関係機関との連携において中心的役割を果たすべき機関を明確にしなかったため、十分な調査や対応ができなかった事例。

虐待事例の場合、関係機関との連携が必要不可欠であるが、複数の機関が対応する場合、必ず主として対応する機関を明確にしておくこと。そうでないと、責任の所在が曖昧になり、調査や援助過程において一貫性、効率性を欠く等、適切な対応ができなくなる。特に、職権介入の必要性が予想される場合は、児童相談所が主たる対応機関となるか、主たる対応を他機関に委ねるとしても、その機関と常時緊密な連携を図る必要がある。

⑤親子分離を図るべきか否かについて重大な判断ミスが見られた事例。

親子分離を図るべきか否かの判断には高度な専門性と客観性が求められる。このため、必要に応じケース検討の場に関係機関の参画を要請し、幅広い観点から検討するなど、的確な判断が行われるよう万全を期すこと。特に、低年齢児の場合、死亡等重大な結果につながる危険性が高いことを肝に銘じる必要がある。

⑥措置解除の適否判断に誤りがあった事例

措置解除の適否判断は、それまでの調査結果や関係機関からの情報をもとより、面会、外泊等を通じた親子の状況等も踏まえる等、総合的かつ慎重に行われるべきである。解除を決定する場合には、これを行う合理的理由が求められることは当然であって、いやしくも保護者の強引な引取要求に屈して、先の見通しがないまま引き取らせることがあってはならない。

⑦措置解除後のフォローアップが不十分な事例

親子関係の著しい改善が見られ措置解除を行った事例であっても、一定期間のフォローアップは不可欠である。その際、児童相談所だけでこれを行うには限界があるので、施設をはじめ、民生・児童委員（主任児童委員）、福祉事務所（家庭児童相談室）、児童家庭支援センター、保健所等、関係機関と密接な連携を図る必要がある。

また、フォローアップ期間中に、管轄区域外に転出した場合は、新住所地を管轄する児童相談所にケース移管を行うべきことは言うまでもない。

特に、他の都道府県に転居した場合については、転居先の居住地を管轄する児童相談所において、CA情報連絡表に基づく情報連絡システム等により情報を把握した場合は、転居元児童相談所に対し速やかに情報を確認し、新居住地での対応が円滑に行われるよう留意しなければならない。

(*下線は筆者が特に留意すべき点として記入したもの)

1. 児相の職員と関係機関との連携について留意すべき点を考える。

1998（平成10）年度「児童虐待に関する児童相談所の対応の実態に関する調査」に遡ってみた。虐待相談の留意すべき事項は今に生かされているが、留意すべき事項が示されても、虐待対応には多くの課題が残されている。

具体的に下線部を引用して説明すると、①虐待者本人や配偶者がわざわざ相談してくる背後には、深刻な問題が秘められている場合が多い。ということについては、支援す

る側の印象や感情の受け止め方が重要であり、事務的であったり、過度に指導的であったりすると相談に来た人は、うまく問題を伝えられない可能性があることに留意する必要がある。

②担当者の精神的負担が過大になりやすいこと等から、一人の担当者に調査や判断等を任せるのではなく、組織的対応を図ること。については、スーパーバイズが適切に行われること。担当者が一人で判断することのないよう、スーパーバイザーは適切に状況を確認する必要がある。

③介入について学校や保健所等他機関の協力や理解が得られず介入を躊躇したり、（中略）調査や一時保護等の介入に慎重になり過ぎる場合もあるが、ということについては、日頃から組織的な協力体制、情報共有の方法を具体化し、アセスメントを共有し、積極的に介入する。

近年の児童虐待では、子どもの命に関わる問題が起きる可能性がある。④複数の機関が対応する場合、必ず主として対応する機関を明確にしておくこと。については、他機関との連携で中心的役割を果たすのは児相であり、他機関の役割を明確にすることも児相の役割の1つと考えて取り組む必要がある。⑤親子分離を図るべきか否かの判断には高度な専門性と客観性が求められる。ということについては、親子分離は子どもの命を最優先して考える必要がある。⑥保護者の強引な引取要求に屈して、先の見通しがないまま引き取らせることがあってはならない。ということについては、安易に措置解除をすべきではなく、子どもの安全が確保される家庭環境である場合での措置解除以外は慎重に協議して行う必要がある。⑦他の都道府県に転居した場合については、転居先の居住地を管轄する児童相談所において、CA情報連絡表に基づく情報連絡システム等により情報を把握した場合は、転居元児童相談所に対し速やかに情報を確認し、新居住地での対応が円滑に行われるよう留意しなければならない。ということについては、情報共有システムを活用し、切れ目のない支援を行う必要がある。

いずれの項目にも共通しているのは、子どもの安全を最優先に考え、48時間以内に安全確認をすることや一時保護をすることを躊躇してはならないということである。

2. 井戸まさえ氏の意見から児童虐待対策を考える。

以下ホームページから一部抜粋した内容を紹介する。
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/56079>~<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/56079?page=4>、2018（平成30）年6月15日。

事例1 東京都目黒区の事件（2018年）

東京都目黒区で虐待を受けたとされるF・Yちゃん（5）が2018年3月に死亡した事件（F・Yちゃんの反省文）

「ママ、もうパパとママにいわれなくてもしっかりとじぶんからきょうよりかまっとあしたからはできるようになるから。もうおねがいゆるしてゆるしてください。おねがいます。ほんとうにもうおなじことはしません」

(井戸まさえ氏の意見から一部抜粋。)

長年、子どもたちへの虐待や暴力が行き交う現場で活動している筆者としては、(中略)虐待現場は政治の想像を越えるもので、その認識の乖離こそ抜本的な解決策に至らない主因であるとも実感する。まず、虐待家庭のほとんどは公的機関を「敵」だと思っているということ認識しなければならない。実際に今回のF容疑者も「児童相談所がうるさかった」と香川県から東京への引っ越しの理由のひとつになったことを示唆している。行政の目も手も入らない死角で、虐待は深刻化し、死に至る悲劇を生むのである。ただし、当事者たちは最初から行政を敵視しているわけではない。むしろ助けを求めて市役所や区役所に何度も足を運び、窮状を訴えているケースが多い。そこで彼らが経験するのは「たらい回し」である。あちこちの窓口に行かされては何度も同じ話をさせられたあげく、上から目線の言葉を浴びせられ、望む支援は拒絶される。まるで「厄介者」扱い。「人としての尊厳を傷つけられる」「二度と味わいたくない」屈辱の時間なのだ。

もちろん行政や福祉の現場で働く人々の多くは、相談者の状況を改善しようと努力しようとしていることも重々知っている。危機を目前とした人々でも「助けを求めること」は恥ずかしいことだという意識がある。それでも勇気を出して役所に出向いたにも関わらず、冷笑され、結局は支援も受けられないとなったならば、その絶望は深い不信感になる。彼らが二度と行政とは関わりたくないと思うのも無理はないのである。そうした中で事態が深刻化するのだ。

しかし、F容疑者夫妻はなぜこれほどまで執拗にYちゃんに字を教え、勉強させようとしたのか。

児童虐待に詳しいライター杉山春氏は以下のように指摘をしている。「Yちゃんが書いた反省文を読むと、家族から強いコントロールを受けていたと感じます。社会的な力を失った親が、家族の中でも最も弱い者を標的にするという家族病理が現れたように思います。

父親は、香川では虐待で通報され、書類送検されています。逮捕当時、無職でした。そうした状況は、父親にとって、耐えられないほどのマイナス評価だったのではないかと想像します。この家族はそうした評価を下された場所から逃げ出したようにも見えます。」(AERA.dot「Yちゃん虐待死「ひどい親」と批判しても事件は減らない「評価」に追い詰められる親たち」)。

是枝監督作「万引き家族」でも描かれたように、行政ともつながりたがらない複雑で深刻な問題を抱えた家族と社会との接点は「仕事」であり「職場」である。必然的にそれぞれが抱えた「事情」は見え隠れすると同時に、何より経済的な自立は親自身の自己肯定にもつながる。小さな子どもを抱えた家族が暮らしていくに十分な収入を仕事から得ていくことはとても大事であると思うし、ある程度の将来見通しが得られるか否かで、子育てに向き合う上での精神的な余裕は全く違う。雇用のマッチングは難しい。

しかし、児童手当や就学費援助といった子育て支援策に

留まるのではなく、雇用の観点からも子育て中の失業家庭等についてのインセンティブを持たせる他の雇用施策は打てないものだろうか。

(*下線は筆者が特に留意すべき点として記入したもの)

「日本から『児童虐待』が絶対なくならない理由と今必要な10の対策」

小池知事、国民民主党の玉木雄一郎共同代表は以下の5点を必要な対応策として明示している。

1. 児童相談所の人的拡充と機能強化。
2. 親権の制限をより容易に。
3. 児童相談所と警察の全件情報共有。
4. 里親や特別養子縁組の支援。
5. 児童養護施設やファミリーホームなど、一時保護施設の拡充。
井戸まさえ氏は、上記の対策に加えて、以下の5点をつけ加えている。
6. 役所の窓口の対応に対して対抗できる知見を持った民間団体との連携。
7. 子どもを持つ家庭の失業対策。
8. 地方自治体が独自で施策を行なうことを国や都道府県が妨げないこと。
9. 「個別ケース」こそ大事。
10. 「家族」の再生のための周辺縁者をつくる。

「日本から『児童虐待』が絶対なくならない理由と今必要な10の対策」から、特徴的な考え方として取り上げたいのが、9.「個別ケース」こそ大事という点である。井戸まさえ氏は、「この困窮者ひとりを中心に助けられるかを考える役所は『原則』と『例外』を持ち出し、この人だけの『個別ケース』で対応はできないと言う。しかし、実は『個別ケース』は問題の典型であり、それを解決できれば多くの人が救われることは多い。」と指摘している。

3. 10年前に起った事件から児童虐待対策を考える。

事例2 大阪市西区の事件(2010年)

2010年に大阪で起きた2人の子どもが亡くなった事件(NHK放送の福祉ネットワーク)から。

母親(Sさん)は離婚後1人で子育てをしていた。大阪市西区で3歳と1歳の子どもが、食べ物も与えられず亡くなったという事件である。児相は、調査のための何度か訪問をしたが接触することができなかった。

親子は転々と住居を変えていたため、大阪市に住民登録がされていなかった。児相は、名前も生年月日もわからず強制的な調査はできない状況が続いた。住民票があれば、予防接種や乳幼児健診などの行政サービスが受けられる。

住民登録の足取りをたどると、Sさん親子は三重県菰野町から桑名市へ転居(住民登録を提出)していた。桑名市は児童手当の支給について連絡を取ったり、民生委員の訪問を試みたりしていた。しかし、直接会うことはなかった(住民票は桑名市のまま転居をしていた)。桑名市は、1歳6か月検診の通知を送ったり、保健師が訪問したりしてい

たが、所在の確認はできなかった。

その後、名古屋市のSさん宅で子どもの鳴き声があり、警察が介入している。その時は、あざ等はなく警察は親子を返したが、警察は児相に通告した。名古屋中央児童相談所は、子育て支援の対象として調査を行うことにした。しかし、名古屋市内には住民票がなく調査は壁にぶつかる。担当者が携帯電話に連絡をしたが、連絡が取れなくなり、訪問しても留守で手がかりのないままであった。Sさんは、名古屋市から大阪市に転居していた。

その後、二人の子どもは食べ物を与えられずマンションの一室で亡くなったしまった。

この事件から、児相と他機関の連携の不十分さと責任の所在の不明確さがわかる。市役所や児相、警察署などの行政機関の連携が出来なければ、情報が途切れてしまう。親が行政機関の手の届かないところに消えてしまわないような対応方法を考えなければならない。

先ほどのF・Yちゃんの事例と同様に、危機を目前とした人々でも「助けを求めること」は恥ずかしいことだという意識がある。それでも勇気を出して役所に出向いたにも関わらず、冷笑され、結局は支援も受けられないとなつたならば、その絶望は深い不信感になる。ということが考えられる。初期面接での対応こそが大切になる。

つまり、Sさん親子は三重県菰野町から桑名市へ転居（住民登録を提出）した時に何らかの助けを求めているが、Sさん親子の状況を市の担当者に伝えられなかったのではないだろうか。そして、Sさん親子の状況を代弁してくれる人が傍にいなかったことも、行政機関から離れてしまう原因になった可能性がある。Sさんは、行政機関に干渉されない状況で生きていこうと決めて大阪へ行ってしまったのではないだろうか。

この事件から学ぶべきことは、関係機関の組織的問題と親の心理的問題のどちらにも留意すべき点があるということ。組織的問題は、市区町村を超えて情報共有ができなかったということである。この時点で、児童相談所にはCA情報システムがあったが、今回の事件では利用されなかった。（*下線は筆者が特に留意すべき点として記入したもの）

資料4. CA情報システムについて

CAとは Child Abuseの略。居所不明や児童虐待に関する情報を児童相談所同士で共有するシステム。https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kokuminundou/pdf/k1/s2_2_2.pdfより抜粋。

平成11年に全国児童相談所長会から、全国の児童相談所宛に「児童虐待における他県児童相談所との連携について」が発出されており、児童虐待で関わった事例で、児童相談所としての指導が必要であるにも関わらず、転居又は行方不明により指導が中断された事例について、他県の児童相談所にFAXを活用して情報を提供することとしている。

地方公共団体の機関は、市町村長や児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の

関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、これを提供することができることとされている。

4. 児童相談所と他機関の連携について解決すべき課題を考える。

(1) 児童相談所と市町村の協力体制。

これまでの児相の対応に加えて、市町村での対応が実施されることで、連携の幅が広がり、どこに転居しても情報の共有化ができるようにする。

さらに、児相と市町村のアセスメントツールを共通化することで、評価や役割の明確化ができるようになる。このことにより、支援方針の共有と漏れのない対応ができるようになる。

資料5. 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/001.pdf>

厚生労働省 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要から一部抜粋。

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

1. 児童福祉法の理念の明確化等

(1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。

(2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。

(3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。

(4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

(1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。

(2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。

(3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。

(2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。

(3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。

(4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士

の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

(5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

(1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。

(2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。

(3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。

(4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(平成28年5月27日成立・6月3日公布)

(*下線は筆者が特に留意すべき点として記入したもの)

(2) 児童相談所の介入を拒否する場合の対応について。

①臨検・捜索については、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により実施できるようになっている。(児童虐待防止法)

このことにより、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じない時に臨検・捜索が必要時に的確に行える。

資料5. 臨検・捜索について（児童相談所が虐待の恐れのある子どもを保護する場合）

児童相談所は、児童虐待が疑われるケースについて保護者が出頭要求や立入調査などに応じない場合、強制的に児童の居所などに立ち入って児童を探し、身柄を確保するという実力行使の手段を持っている。児童相談所は、児童の保護者が立入検査や再出頭要求に応じない時や児童虐待が行われている疑いがある時は、児童の安全確認と安全確保のために裁判所の許可を受けて臨検・捜索ができるようになった(法的根拠：児童虐待防止法第9条の3)。

【臨検】 法規の遵守状況や不審点の確認を目的として、現場に向いて立ち入り検査を行うこと。

【捜索】 所在が分からない人や物を発見するための活動。

②児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。(児童虐待防止法)

以上の法制度の改正から、児相と他機関の連携が円滑に図れるようになり、組織的な連携が可能になった。虐待の要因は、「養育力の不足」が関係していると考えられるが、その背景にある経済的問題や親の自尊感情の問題について考える必要がある。

「養育力の不足」が考えられる親子に対しては、児相だけでなく母子保健や子育て支援などの対応が必要なことがわかった。

さらに、目黒区の事件のように失業がきっかけとなり、親の自尊感情が喪失していく過程で、子どもに対する過剰な干渉、強制、不適切な養育態度などがエスカレートする可能性があることもわかった。

今後は、これまでの児相の対応に加えて、他機関に役割を再検討し、雇用対策についても検討していかなければならないと感じた。

資料6. 虐待防止対策室の児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-01.html>

平成16年2月27日 厚生労働省

【調査目的】

平成12年11月20日に児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）が施行され、各自治体でも虐待防止に向けた様々な取り組みが行われているところであるが、児童虐待はあとを絶たず、その中には死亡に至る重篤な事例も含まれている。

このため、児童虐待防止法施行後の虐待死亡事例についての各自治体における検証・再発防止へむけた取り組みを厚生労働省において整理し、虐待防止に資する対策をとりまとめた。

【対象事例及び調査・分析方法】児童虐待防止法施行から平成15年6月末日までに、新聞報道や都道府県・指定都市の報告により、厚生労働省が把握している125件（127人死亡）の虐待死亡事例について、各都道府県・指定都市の児童福祉主管課に対し、以下の項目について回答を求めた。

基本的には、各都道府県・指定都市の回答を整理しているものであり、必ずしも全ての論点が検証されているものではない。

なお、虐待に至りかねない大きな要素の一つに「養育力の不足」があると考えられる。このため、養育力を補うことによる虐待の未然の防止や養育力不足の家庭の早期発見による対応が重要であり、その効果的な取り組みの方策を見出すべく回答を基に情報の整理を行った。虐待は様々な要素が絡みあって起こるものであり、仮に養育支援が必要となりやすい要素を多く有していたとしても、直ちに虐待のおそれがある家庭と判断することは誤りである。

(*下線は筆者が特に留意すべき点として記入したもの)

Ⅲ. 児童発達支援センターの機能と役割

1. 児童発達支援センターの概要

(1) 児童発達支援センターとは

児童発達支援センター（以下、センターと記す）は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある児童を対象とした機関である。ただし、手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性を認められた児童も対象となる。それらの児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を供与することが求められている。

(2) 児童発達支援センターにおける児童発達支援

就学前の児童を対象に、朝から昼食を挟んで午後まで、

主に小集団での活動を通して支援を行う形式を取るセンターが多い。利用日数は様々で、児童の状況に応じて個別に決定される。利用日数によっては、保育所や幼稚園と併用するケースもある。これらは、「児童発達支援計画」を作成することで支援内容が提供される。

(3) 児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保護者からの依頼に基づき、保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなどの障害のある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行うものである、児童の集団活動参加をサポートする「直接支援」と訪問先スタッフに助言等を行う「間接支援」の両方を実施する。

センターを利用する児童の中には、保育所や幼稚園を併用しているケースも多く、その場合、保育所等訪問支援を併せて利用する場合もある、センターでの指導支援の内容や状況を訪問先スタッフと共有すること、また日常的な集団場面での児童の様子を把握し、課題があれば訪問先スタッフとの協働により解決を目指すことで、児童発達支援だけでは叶えられない児童の生活により入り込んだ支援を実現することが可能になる。

(4) 児童発達支援センターにおける相談支援

「相談支援専門員」と呼ばれる一定の研修を受けた職員が、障害のある（またはその疑いのある）児童に関して相談支援を行う。また、これまでに挙げた児童発達支援や保育所等訪問支援などのサービスを利用するためには、「障害児支援利用計画」の作成が必要であり、その作成や利用開始後のモニタリング（確認と見直し）を行う。この「障害児支援利用計画」を作成する相談支援を行う事業所は全国的に不足しており、近年、「セルフプラン」という保護者が作成する形を取るケースが多く質的な課題となっている。

(5) 児童発達支援センターにおける保護者支援

特に就学前の障害のある、または疑われる児の保護者は、様々な心理的な揺らぎを経験する。一般的な子育ての方法では上手くいかないことも多く、知識やスキルなどの実用的なサポートも必要となる。多くのセンターでは、様々な場面で保護者の話を傾聴し、共感や労いを持って心理的なサポートを行うとともに、児童の利用場面を通じた個別的な情報伝達、勉強会の実施などを通して、保護者が子どもを理解しより良い親子関係を築くことをサポートしている。「ペアレントプログラム」・「ペアレントトレーニング」等の保護者の子どもに対する視点や考え方を見直したり、家庭での関わり方について実践を含めて検討したりする連続プログラムを実施するセンターもある。

(6) 児童発達支援センターにおけるその他の支援機能

「放課後等デイサービス」により、就学後の児童の支援を行うセンターもあるなど、提供するサービスはセンターによって様々である。また、そうした児童を中心としたサービス提供以外に地域の協議会への参画などを通して、地域の支援ネットワークの構築や支援方法の伝達・共有を図る

ことなども、地域の中核を担うセンターの重要な役割となっている。

2. 児童発達支援センターの職員配置

児童発達支援センターの人員に関する基準は表1、の通りである。機能訓練担当職員としては、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等が配置される。また、その他実施する事業に応じてセンターによって職員配置は異なる。

表1. 児童発達支援センターの職員配置に関する基準

職員	配置
嘱託医	・1人以上。 ・センターを利用する児童の障害種に応じて必要とされる経験が規定されている。
児童発達支援管理責任者	・1人以上。
児童指導員及び保育士	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上。 ・児童指導員1人以上,保育士1人以上。
栄養士	・1人以上。 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
調理員	・1人以上。 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
機能訓練担当職員	・機能訓練を行う場合に配置。 ・児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
言語聴覚士	※主として難聴児を通わせる場合。 ・指定児童発達支援の単位ごとに4人以上。 ・児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
看護師	※主として重症心身障害児を通わせる場合。 ・1人以上。 ・児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
管理者	・事業所ごとに管理者を置く。

3. 児童発達支援センターの職員の役割

まずセンター全体を統轄する管理者は、法令遵守に基づく運営、また支援の質と職員の資質向上のための環境確保が求められる立場である。次に、サービス提供の要となるのが児童発達支援管理責任者である。児童発達支援管理責任者になるには、一定の実務経験と研修の受講が必要になる。

主な役割は児童発達支援計画の作成である。児童発達支援管理責任者が策定した児童発達支援計画に基づいて、日々の支援を実行する役割を担うのが児童指導員や保育士、各専門職スタッフである。それぞれの立場の職員は独立して役割を果たすだけでなく、チームとして協働していくことが求められている。児童発達支援責任者と各直接支援を行うスタッフがそれぞれの専門性を背景にアセスメント情報を持ちより、多角的な視点から検討を行うことで、利用児とその家族に最適な支援を提供することを目指す。

IV. 児童発達支援センターにおける障害児支援の事例から連携の在り方を検証する。

1. 児童相談所との連携

児相との連携としては、対象児の療育手帳の判定や保護者から児相への児童の発達等に関する相談等に伴うものも一部あるが、綿密な連携を必要とするケースの多くは虐待リスクによるものである。

「児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）」では、「児童虐待の発生予防・早期発見」の項で「障害のある子どもとその保護者への支援の強化」が謳われている。その中で、虐待のリスク要因の1つとされる知的障害や発達障害、またその疑いのある子どもがいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要性が強調されている。

事例3. 児童発達支援センターと児童相談所との連携について（仮想事例）

児童発達支援センターの児童発達支援を2歳7ヶ月時点から週3日利用しているA児は、2歳3ヶ月時に自閉スペクトラム症の診断を受けている。言葉の発達に遅れが見られ、3歳6ヶ月時点においていくつか単語が言えるようになった段階である。大きな音や初めての場面で苦手で、痙攣を起こすことがたびたびある。母子家庭で母親は働いており、センターを利用しない日は保育園を利用している。母親は過去に元夫からDVを受けており、当該時期に精神科通院歴がある。センター利用開始当初から、センター来所時にもA児に対し大声で怒鳴ることがあった。また、A児の清潔が保たれていない様子が見られることがあったため、それらに気づいた段階で行政担当部署に通告を行った。定期的に母親との面談を設定し、家庭での困りごとをヒアリングしながら、A児の特性と併せて家庭での対応について提案を行なったが、母親は困りごとを積極的に話そうとはせず、提案への反応も薄く、関わり方に変化は見られなかった。レスパイト等のサービスについても情報提供したが、「私が見ます、大丈夫です」と言い利用に繋がらなかった。行政の要保護児童対策地域協議会でのケース検討会議を通じて、児相との連携もスタートした。児童発達支援センターは、A児が最も高頻度で利用する機関であることから、A児とその母親の状況をモニタリングする役割と、協議会の中で保育所でもA児の対応に苦慮していることが明らかとなったため、保育所等訪問により保育所でのA児の生活のバックアップの役割を担うこととなった。

モニタリングは、A児の利用時に毎回チェックリストを用いて身体チェックと母親の行動観察・ヒアリングを行い、記録を残す形で実施した。また、児相からの助言を受け、母親への支援の見直しを行った。信頼関係の構築を重視し、母親への労いや来所時の母親からA児への良い対応のフィードバックをそれまでより積極的に行うようにした。保育所等訪問での支援により、保育士のA児への理解が高まり、保育所での痙攣は減少した。一方で、センター利用時に一

週間で2回大きなあざが見つかり、その都度行政と児相に報告を行い、2回目の時にそのまま一時保護となった。

一時保護に伴う行政や児相担当者との面談を経て、母親は再度精神科に繋がり、服薬治療を開始した。また、レスパイトサービスの利用に関しても前向きになり、利用のための手続きを行った。児童発達支援センターでも複数回面談を行い、改めてA児の特性について母親と共有し、家庭での困り場面についてできそうな工夫について検討を行った。A児には視覚による支援が有効であったため、家庭訪問を実施し、生活の流れについて写真を掲示するなど、A児にとって生活環境をより分かりやすくする調整を母親と一緒にを行った。2ヶ月後、母親の精神面が以前より安定したこともあり、一時保護が解除となった。

A児は、これまでの児童発達支援センター、保育所に加えて、週末に隔週でショートステイの利用を開始した。利用に当たっては、児童発達支援センターよりショートステイを行う機関にA児について情報提供を行った。引き続き、A児および母親のモニタリングを行いながら、家庭訪問を含む定期的な母親との面談、保育所等訪問を介した保育所との連携とA児の集団参加支援も継続して行っている。

本事例では、特に一時保護の前後で児相との連携を密に行なった。児相での母親との面談の進捗を逐次共有することで、それに伴い児童発達支援センターで担えるサポートを迅速に提供でき、A児の一時保護解除までにサポートを厚くすることが可能になった。その後も母親の精神状態には波はあるが、母親から「〇〇〇な場面で困っているから相談したい」と問題解決を主眼とした自発的な援助要求も見られるようになり、A児にあざなどの外傷が見られることはなくなっている。

2. 児童相談所と他機関の連携について解決すべき課題

（児童発達支援センターの事例を通して）

特に児童虐待に関連して児相との連携を図るにあたっては、通告が発端となることが多い。事案によっては緊急性が高い場合もあり、また子ども本人や保護者への継続的な支援の観点からも、スムーズかつ的確な初動が取れるよう日頃から準備されていることが重要である。そのために、気づきから通告に至るまでの基準や流れが組織内で明確化・共有されている必要がある。

2016（平成28）年6月3日に「児童福祉法の一部を改正する法律」（資料5）が公布され、子どもが心身ともに健やかに養育されるよう、市町村と都道府県の役割が明確化された。

それに伴い、平成29年3月31日には、「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」が示された。児童発達支援センターにおいても、これらを参考に、虐待リスクに気づいた際にスムーズに対応できる体制整備を行う必要がある。

リスク把握の機会設定を行うとともに、把握のための方法や観点、どのような場合に市町村や児相に通告するかの基準、気づきから通告までの内部での共有と判断のフロー

などを明確に定め、共有し、定期的に確認するなどして浸透を図ることが重要である。

これらの取り組みはまだ十分に行えていないセンターも多く、気づきがあるのにも関わらずセンター内でケースを抱えてしまったり、判断に時間がかかってしまったりするリスクがあるため、今とこれからの大きな課題の1つとなっている。

また、特に近年様々な側面から保護者支援の重要性が指摘され、ペアレントトレーニングなどの保護者支援の実施が推奨されている。児童虐待という文脈では、予防という観点や、気づき後の支援という文脈でも、保護者支援はその重要度が高い。しかしながら、児童発達支援センターでは、必要性を感じながらも、具体的な保護者支援が十分にできていないという葛藤を抱えているところが少なくない。制度等の見直しも含め、必要十分な保護者支援を提供できる体制を整えていくことも大きな課題である。

児童発達支援センターは、前述の通り、センターによって様々な機能を兼ね備え、地域の中核的な役割を担うことが求められている。児童虐待に係る課題についても、児相を含めた地域の支援ネットワークの中で、地域の実情を踏まえた機関ごとの役割分担と連携体制を日頃から構築することで、いざという時に子どもと家族を迅速かつ的確に支えられる仕組み作りを目指していくことが重要であると考ええる。

総合考察

児童虐待の事例や児童発達支援センターの仮想事例から検討を行い、留意すべき事項の確認や児童相談所の連携のあり方を論じてきたが、実際に職員が抱える問題については十分に把握できていない。発達支援センターの事例でもわかるように、子どもと家族に対して、きめの細かい対応をするためには支援方針を立案し、他機関と連携を取りながら行う必要がある。直接、子どもや家族に対応するだけでなく、連絡調整会議や記録などの業務もある。

これまでのように、児童相談所の問題を指摘するばかりでなく、児童相談所の職員の仕事内容から検討すべきことがある。一人の職員が複数のケースを担当すると考えると、職員の負担は相当なものだと感じる。子どもの権利を守るために、児童相談所の職員に多くのことを求めるだけでなく、職員の負担もしっかりと把握して仕事内容を検討する必要がある。48時間ルールを取り上げて考えれば、「緊急対応班」と「継続相談班」のように役割を分けたり、「養育相談」の内容に応じで対応するグループの専門性を高めたりする必要があると考える。

そのためには、児童相談所の職員の増員を早急に行う必要がある。専門性を担保しながら、さらに人材を育てるという意味で、スーパービジョン体制の充実を図る必要がある。精神的負担感の強い児相の職員が、一人で悩みを抱えない体制づくりが必要である。

また、すでに始まっていることであるが、虐待の予防や再発防止のためにも、ピアカウンセリングやグループ活動

などを行う民間組織の活用や子育て支援に繋がられるように、行政機関は積極的にネットワークづくりをする必要性があると考えた。

文献

- 1) 網野武博 1998 「児童福祉法改正の評価と課題—児童家庭福祉の理念および公的責任—」 季刊・社会保障研究 Vol. 34 (1) 4-13.
- 2) 加藤曜子 2017 「児童福祉法改正に関する課題について—市区町村の役割を中心に—」 流通科学大学論集—人間・社会・自然編—。第30巻第1号、41-55.

【参考資料】

1. 産経新聞朝刊12版 2019 (令和1) 年8月2日 朝刊。
2. オレンジリボン運動ホームページ
<http://www.orangeribbon.jp/about/child/data.php>
3. 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/17/dl/gaikyo.pdf>
4. 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01-02.html>
5. 厚生労働省 児童相談所運営指針の改正について
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjo-kai-honbun2.html>
6. 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/14.html>
7. 井戸まさえ 2018年6月15日日本から「児童虐待」が絶対なくならない理由と今必要な10の対策。
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/56079>～<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/56079?page=4>.
8. 内閣府
https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kokuminundou/pdf/k1/s2_2_2.pdf.
9. 厚生労働省 児童相談所の権限強化等
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/001.pdf>.
10. 厚生労働省 児童福祉法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第63号)
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/001.pdf>
11. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室虐待防止対策室の児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について平成16年2月27日
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-01.html>
12. 厚生労働省 児童発達支援ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000171670.pdf>.